

事務連絡
平成22年4月22日

動物医薬品検査所 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課
薬事審査管理班

「動物用生物学的製剤基準の一部改正等について」の差し替えについて

平成22年3月3日付け21消安第11786号にて通知した標記の件のうち、別紙2について一部訂正がありましたので、同封のものと差し替えをお願いします。

ご不明な点については、下記までご連絡ください。

記

〒100-8950 東京都千代田区霞ヶ関1丁目2番1号
農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
薬事審査管理班審査管理係 小川

※訂正箇所

別紙2「ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）」

訂正前：3.4.7.1

訂正後：3.5.7.1



ワクチン（シードロット製剤）の部牛クロストリジウム・ボツリヌス（C・D 型）感染症（アジュバント加）トキソイド（シード）の項の次に次のように加える。

ニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）

動生剤基準のニューカッスル病・鶏伝染性気管支炎混合生ワクチン（シード）の 3.5.7.1 に規定するところにより試験を行うものとする。